

# UAEにおける不正行為の告発

2013年10月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Level 15, Rolex Tower,  
Sheikh Zayed Road,  
PO Box 7001, Dubai, UAE  
Tel: +971 4 384 4000  
Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو  
**CLYDE & CO**

## UAEにおける不正行為の告発

コンプライアンス（法令順守）およびリスクマネジメント（危機管理）は、中東を拠点とする雇用主や多国籍企業の課題として、かつてないほど注目されています。汚職や腐敗の防止を目的とした国際基準の法案が増えるのに従い、多くの雇用主が被雇用者の行動規則や内部告発手続、方針を設けるようになりました。本記事では、そのような対策の必要性、アラブ首長国連邦（UAE）で運営する企業主に課され得る法的義務、職場での違反行為告発者の保護など実際的な問題について検証します。

### 贈賄および腐敗防止法案

UAEで運営を行う組織は（被雇用者および取締役も含め）、以下の（特に留意すべき主な）規定に基づく法手続の対象となります：

- 1987年UAE連邦法第3号改正法（刑法）は、官僚、公務員、（民間企業に勤務しながら公的職務を担う者など）公務に携わる者に対し、職務上の義務に反した行為をはたらく（あるいは、義務を怠る）ことと引換えに、何らかの報酬の贈与、あるいは報酬の約束や申入れを行うことを固く禁じています。刑法は、上述の違法行為者に科される禁固刑および罰金を定めています。またUAEは、2003年国連腐敗防止条約に正式に批准しています。また、商取引における欺瞞および詐欺の防止に関する2002年法第4号および1979年勅令第4号は、事実上、詐欺および資金洗浄を犯罪と定めています。さらに、テロ犯罪抑制に関する2004年勅令第1号では、特定の犯罪の通告を怠った者も処罰の対象とされています。
- 英国の2010年贈収賄法（贈収賄法）は、賄賂の贈与および受領、便宜に対する金銭の支払を禁じており、組織が汚職防止の策を講じなかった場合、組織も罪に問われます。つまり組織は、汚職行為を認識していたか否かに関わらず、“関係者”が組織を代表して行なった不正行為に対し責任を負うわけです。関係者とは、組織の”ために職務を行う者”と広く定義されており、必ずしも組織の被雇用者、代理人（エージェント）、補助員であるとは限りません。

贈収賄法は、英国との”繋がり”がみとめられる場合、海外組織にも適用され、世界のいかなる場所で行なわれた不正行為にも適用されます。組織と英国との繋がりがわずかな場合でも対象となります。

- 例えば、孫請業者である英国国民が不正行為をはたらいた場合も、組織と英国の間に”関係”があるとみなされます。

しかし、企業が、不正行為の報告を促す効果的な告発手続など不正行為防止を目的とした”適切な対策”を講じていたことを明らかにできれば、処罰を免れることができます。

## 不正行為の告発

- 1997年米連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）の賄賂禁止規定は、取引の獲得もしくは維持を目的に外国公務員に対し金銭（あるいは何らかの有価物）を支払う、あるいは支払を約束する、申出ることを違法行為と定めています。次の二つのカテゴリーに該当する者がFCPAの対象となります：

- SEC登録企業など連邦政府と正式な繋がりがある団体（で、中東に子会社を持つ企業）。このカテゴリーには、米国の市民、国民、居住者も含まれます。
- 例えば、外国企業あるいは外国国民が直接的または間接的に、米領域内で不正な支払を促す行為に関与するなど、米国で違反を促す行為をはたらく者。

英制度および米制度が領域外でも適用されるということは、UAEの雇用主は、中東で行なわれた不正行為に関し、英国および米国で起訴され、責任が問われる可能性があることを意味します。したがって、リスクを早期発見できる対策を設け、企業の不正行為の内部告発者の管理体制を整えることが重要です。

## 行動規則と企業方針の重要性

本質的に、FCPAおよび英贈収賄法などの法律は、公正な商慣行のための法規を定め、課題を提示することを目的としています。これを踏まえ、企業の行動規則は、下記の事柄を含む数々の機能を含む必要があります：

- 違法行為、詐欺、他の金融不祥事を防止すること。
- 被雇用者の任務を明確にし、必要に応じて懲戒処分の基準となる容認できる

行為の境界を定めること。

- 企業による不正行為の内部告発手続を設け、および告発をした被雇用者の管理の枠組みを定めること。
- 組織がコンプライアンスを重要視し、違法行為防止の対策を講じ、内部告発者の保護を約束することを裏付けること。これらの対策は、取締役官による調査や違法行為に対する処分が決定される際に、考慮されます。

## 内部告発者の保護

贈収賄および腐敗防止法の強化として、多くの法域で、職場での不正行為を告発する被雇用者の保護が定められています。米国では2002年サーベンス・オクスリー法により詐欺的行為の公務員が保護され、ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法は、SECに提供された米安全保障法違反に関する情報により有効な取締まりが行なわれた場合、その情報提供者に金銭的な報酬を与えることを定めています。英国では、1996年雇用権法（1998年公益開示法により改正）が、特定の不正行為を、誠意をもって、内部告発する労働者の保護について定めています（部外者による告発は、特定の場面に限り保護の対象となります）。2013年6月25日の改訂により、誠意をもってとする条件は省かれ、告発を”公の利益のため”とすることとの条件が加わりました。

これらの保護は、告発者自身が英国あるいは米国で勤務しない場合でも、米国の上場企業の被雇用者、英国に支社（支店）を持つ企業の被雇用者、英国と繋がりを持つ労働者に適用されることを忘れてはなりません。

UAEでは、金融監査庁がUAE唯一の腐敗防止を取締まる機関であり、国有企業内、中央政府省庁内の不正行為をウェブサイト上で報告できる仕組みを設けています。報復を恐れず告発できるよう、匿名での報告が可能です。

概して、UAEの民間企業の不正行為告発者への包括的な保護はありません。しかし、下記のような保護規定が設けられています：

- ドバイ金融庁（DFSA）は、ドバイ国際金融センター（DIFC）を取締まる独立した金融サービス監督機関ですが、DFSAが認可するすべての個人および企業に対し、被雇用者が、いかなる情報もDFSA、または市場の不正行為、金融犯罪、資金洗浄の防止にかかわる他の機関へ報告できる手続き、および保護が定められていることを必要条件としています。この規定の適用は、DFSAが認

可する個人および企業に限定されますが、DIFC内における報告の慣習を促進する効果があります。

- 2005年DIFC法第4号改正法（DIFC雇用法）は、DIFC内に勤務する、あるいは通常DIFCで就労する被雇用者に適用され、具体的に”ハラスメントのない、安全で、身体的リスクのない”職場を提供し、維持することを雇用主の必要条件とし、雇用主は、”雇用期間中の被雇用者の行為すべてに責任を負う”と定めています。不正行為の告発の結果生じるハラスメントも、この規定の対象となります。

DIFCの雇用主は、雇用期間中の被雇用者による不正行為を防止するための適切な方策を講じている場合、処分の対象とはなりません。効果的な内部告発手続が設けられていれば、適切な防止措置とみなされます。

GCC全体で見ると、QFC（カタール金融センター）雇用法が内部告発者を保護していますが、この規定は、適用範囲と効果のほどについて、まだその真価が問われていません。

## 今後の動き

内部告発者が”勇気を出して”、懸念を報告することを促す連邦法制定の必要性について議論が交わされています。

2012年末にドバイ土地局が発表した開発者のための企業統治法案には、内部告発者の保護に関する条項が含まれているとの報告があります。同法案にはまた、内部告発者を解雇や差別から保護する体制が設けられていることを確実にする監査委員会任命の規定も含まれています。この内部告発に関する法規が制定されるか否かは、まだ分かりません。

2013年6月、UAE諮問評議会は、新たな腐敗防止機関として”不正と戦う連邦機関”（FACC）の設立案を承認しました。国連腐敗防止条約に則り作成された法案における腐敗の定義には、次の行為が含まれます：

- 資金洗浄
- 横領
- 賄賂
- 背任

- 職権乱用
- 公共物の汚損
- これら犯罪の隠蔽

同法案は、刑事責任、民事または行政上の責任を問われることから告発者を擁護するための規則を発効する権限をFACCに与えます。この保護は、誠実に不正行為に関する情報を報告する内部告発者にも適用されます。内部告発者は、公の利益のために情報を開示し、告発を正当化する十分な裏付があるとの確信があるはずであり、誠意を持って行動しているはずです。同法案は、現在審議中であり、2013年末までには法制化されるものと見込まれています。

### 行動規則と内部告発に関する方針の設定と実施

- 方針は、分かり易い言葉で、被雇用者が当然のこととして懸念を報告できるよう促し、問題が存在するマネージメントレベルは介さずに（Eメールやホットラインなど最適な手段を用いて）報告できることを確実にするものである必要があります。
- 方針は、社内でも通知し、その規定とそれが定める義務について、定期的にトレーニングを社員に提供する必要があります。
- 開示された、あるいは調査中に収集された情報や個人データを保護するために（例えば、電子保存されたデータ、書面によるコピーへのアクセスを制限する、書類をパスワードで保護するなど）適切な手段を設置しなければなりません。
- 法律上の特権という概念には制約があるため、特定の法域では、十分な注意を払う必要があります。疑惑が調査の段階に進めば、監督機関への外部報告が必要とされる場合や、違反行為をはたらいた個人の雇用契約が解約となった場合など、匿名性を維持することが難しいかもしれません。